

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和 21 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表 31 の項第 1 号中「宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の規定に基づく」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

（理 由）

宅地造成等規制法の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。